

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年葉山町条例第28号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和2年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び同法施行令(昭和48年政令第374号)の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年葉山町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条第1項、第14条第1項(第2号を除く。)及び第16条(保証人に係る部分を除く。)並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年8月1日以後に生じた災害から適用する。

条例の概要

題名

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）及び同法施行令（以下「令」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 令に規定された償還金の支払猶予が法に規定されることとなったため、条例中に法の当該条文の引用規定を加えることとした。
- (2) 償還免除に係る法の条文に改正（償還免除の要件として「破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき」を追加）及び条ずれが生じたため、これを改めることとした。
- (3) 災害援護資金の償還金の支払猶予及び償還免除の判断のために必要があると認めるときは、法の規定による（貸付けを受けた者又は官公署に対し報告等を求めることができる）こととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和元年8月1日以後に生じた災害から適用することとした。

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年4月30日条例第28号</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、<u>法第13条第1項、第14条第1項(第2号を除く。)</u>及び第16条(保証人に係る部分を除く。)並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</p>	<p>葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年4月30日条例第28号</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、<u>法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>